

北海道告示第53号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、火光を利用する敷き網漁業(渡島総合振興局管内沖合海域)について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木 直道

| 制限措置 | | | | | | 申請期間 | 備考 |
|--------------------|-------------------|------------------|-----------------------|------------|-------------------|-----------------------|--|
| (1)漁業種類 | (2)操業区域 | (3)漁業時期 | (4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | (5)船舶の総トン数 | (6)漁業を営む者の資格 | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共6号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、7月1日から8月31日まで | 45隻 | 総トン数10トン未満 | 渡島総合振興局管内に住所を有する者 | 令和3年4月1日から令和3年4月30日まで | <p>1 この公告に係る許可の有効期間は、令和3年6月1日から令和6年5月31日までとする。</p> <p>2 この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。</p> <p>3 この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 定置、区画漁業の敷設漁具から200メートル以上離れて操業しなければならない。</p> <p>(3) さけ・ますの稚魚が乗網した場合、すみやかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(4) 集魚灯の光力にあっては、消費電力の総和が10kwを超える装備をしてはならない。</p> |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共8号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、7月1日から8月31日まで | 1隻 | 総トン数10トン未満 | | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共10号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、7月1日から8月31日まで | 9隻 | 総トン数10トン未満 | | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共18号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、6月1日から7月31日まで | 1隻 | 総トン数10トン未満 | | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共20号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、6月1日から7月31日まで | 13隻 | 総トン数10トン未満 | | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共22号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、6月1日から7月31日まで | 1隻 | 総トン数10トン未満 | | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共24号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、6月1日から7月31日まで | 19隻 | 総トン数10トン未満 | | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共26号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、6月1日から7月31日まで | 6隻 | 総トン数10トン未満 | | | |
| 火光を利用する敷き網漁業(いかなご) | 渡海共29号海域共同漁業権漁場区域 | 毎年、6月1日から7月31日まで | 14隻 | 総トン数10トン未満 | | | |